

一件名第一案に同じ

右来る六月五日(水曜日)午前十時會議が開かれ
るが説明員の出席を必要とする場合は成るべく
其の人数を少くし其の官職氏名を折返し御通
知ありたく命に依つて照會す

昭和二十一年六月五日

高辻 事務官

内閣官房總務課長宛

昭和二十一年六月八日 發議

六月八日 執行

事務官 電見

終

議長

西

副議長

西

書記官長 高辻

案

一復員廳官制

一第一復員省官制の廢止等に関する勅令

一貴族院令第一條第三號第五號及び第六號の

議員の任期延長に関する勅令案貴族院に

提出の件

一貴族院多額納税者議員互選規則の臨時特例に関する件

一昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する^{法律}中^{法律}まだ施行してゐない部分の廢止に関する法律案帝國議會へ提出の件

一貴族院令の一部を改正する勅令案貴族院に提出の件

右來る十二日(水曜日)午前十時會議が開かれますから御出席なされるやう議長の命に依

つて御通知致します

追て議案^(参照 添附)各壹部及び審査報告御配付致します

二十一年六月八日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通

柳川密院

又